## 社会福祉法人三木市社会福祉協議会 訪問看護ステーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が開設する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問看護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、在宅福祉サービスの提供を通じて住民の福祉の向上に寄与するという社協の公 共的団体としての役割を自覚し事業を行う。
- 2 看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図る とともに、生活の質の確保を重視した住宅療養が継続できるように支援する。
- 3 看護師等は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの 提供を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、関係市町村、その他地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 三木市社会福祉協議会訪問看護ステーション
  - (2) 所在地 三木市大塚1丁目6番40号(三木市総合保健福祉センター2階)

(看護師等の職種等)

- 第4条 事業所に勤務する看護師等の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の看護師等の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 訪問看護師 3名以上

訪問看護師は、主治医が発行する訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護計画書により、訪問看護を提供し、その記録及び報告を行う。

(3) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、主治医が発行する訪問看護指示書に基づき、看護師と協働して訪問看護計画書を作成し、訪問看護計画書により、訪問看護(看護業務の一環としてのリハビリテーション)を提供し、その記録及び報告を行う。

(4) 看護補助者 1名以上

看護師の指導の下に、看護師の訪問看護の補助(療養の世話・居室内の環境整備・看護用品及び消耗品の補充、整理整頓)をする。

(5) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業所の運営に係る事務及び訪問看護療養費の請求等の事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

(2) サービス提供時間

天災その他やむを得ない事由により業務が遂行できない日を除き毎日とする。また、 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

- 第6条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 療養生活の相談・支援
  - (2) 病状や健康状態の管理と看護
  - (3) 医療処置・治療上の看護
  - (4) 苦痛の緩和と看護
  - (5) リハビリテーション
  - (6) 家族の相談と支援
  - (7) 住まいの療養環境の調整と支援
  - (8) 地域の社会資源の活用
  - (9) 認知症の人の看護
  - (10) 精神障がい者の看護
  - (11) エンドオブライフケア
  - (12) 在宅移行支援
  - (13) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額(以下「利用料」という。)は、厚生労働大臣が定める基準(以下「基準」という。)によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、通常の事業の 実施地域との境から利用者宅までの間に要した交通費の実費相当額を徴収する。
- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 5 km未満の場合は 0 円。
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km以上の場合は1km毎に20円。
- 3 その他利用料の額は、次のとおりとする。
- (1) 死後の処置料 1回当たり20,000円
- (2) 日常生活上必要な物品を提供する場合 実費
- 4 第1項から第3項までの費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三木市の全地域とする。

(緊急時の対応)

- 第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の状態に急変その他緊急事態が生じたときは、 速やかに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な処置を講じる。主治医への連絡が困難な 場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に連絡 をしなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に報告するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第11条 事業所及び事業所を開設する法人の役員、事業所の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならず、並びにこれらの者をその運営に関与させないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第12条 事業所は、看護師等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
  - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月間
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師 等でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、評価の結果を 公表するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定める。

附 則(平成20年4月1日 会長達第99号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

- 附則
- この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年 7月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年10月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年11月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年10月1日から施行する。 附 則 (平成30年6月8日 会長通達第285号) (施行期日)
- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。附 則 (平成31年3月20日 会長通達第296号) (施行期日)
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。附 則 (令和1年9月19日 会長通達第308号) (施行期日)
- 1 この規程は、令和1年10月1日から施行する。附 則 (令和3年3月31日 会長通達第356号)(施行期日)
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。附 則 (令和5年6月20日 会長通達第392号)(施行期日)
- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。